

警察常任委員会資料
令和 7 年 9 月 16 日

県の出資等に係る法人の経営状況

警 察 本 部

目 次

I 総括	-----	3
II 決算状況について	-----	4
1 令和6年度事業の概要	-----	4
(1) 総括的事項	-----	4
(2) 事業実績等具体的事項	-----	4
ア 暴追思想普及啓発事業	-----	4
イ 暴力排除活動推進支援事業	-----	5
ウ 暴力相談事業	-----	6
エ 少年に対する暴力団の影響排除事業	-----	6
オ 暴力団離脱者支援事業	-----	6
カ 暴力団事務所使用差止請求関係事業	-----	7
キ 不当要求防止責任者講習事業	-----	7
ク 調査研究及び不当要求情報管理機関援助事業	-----	7
ケ 暴力団被害者救済支援事業	-----	7
III 事業計画について	-----	7
1 令和7年度事業の概要	-----	7
(1) 総括的事項	-----	7
(2) 具体的事項（事業計画等）	-----	8
ア 暴追思想普及啓発事業	-----	8
イ 暴力排除活動推進支援事業	-----	8
ウ 暴力相談事業	-----	9
エ 少年に対する暴力団の影響排除事業	-----	9
オ 暴力団離脱者支援事業	-----	9
カ 暴力団事務所使用差止請求関係事業	-----	10
キ 不当要求防止責任者講習事業	-----	10
ク 調査研究及び不当要求情報管理機関援助事業	-----	10
ケ 暴力団被害者救済支援事業	-----	10

公益財団法人 暴力団追放兵庫県民センター

I 総括

法人名	公益財団法人 暴力団追放兵庫県民センター		所在地	神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部内		
設立年月日	平成4年4月1日		所管課	警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課		
設立目的						
暴力団の存立基盤の根絶を図るため、県民の暴力団追放思想を高揚し、行政、地域及び職域による暴力団排除活動の推進を支援するとともに、暴力団に関する相談や被害者の救済支援事業を行い、もって明るく住みよい社会づくりの実現に寄与することを目的とする。						
設置に係る根拠（関係条例等）						
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、暴力追放運動推進センターに関する規則、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律						
基 本 財 産	1,500,000,000円					
うち本県出資（出捐）金の額	1,100,000,000円 (比率 73%)					
主 な 出 捐 団 体	神 戸 市 (200,000,000円) その他の市町 (200,000,000円)					
役・職員の状況	役 職 員 数	役員数 17人 常勤 1人 (うち県派遣 0人、その他 1人) 非常勤 16人 (うち県派遣 3人、その他 13人) 職員数 8人 (うち県派遣 4人、その他 4人)				
	役職名・氏名・その他職名			常勤・非常勤の別		
	代 表 者	理事長	川崎 博也	非常勤		
	その他の役員	専務理事	山崎 保	常勤		
		理事	頼富 隆光	非常勤		
		理事	山田 勝利	非常勤		
		理事	谷勝 公代	非常勤		
		理事	南 喜樹	非常勤		
		理事	三浦 一樹	非常勤		
		理事	加藤 公英	非常勤		
		理事	数元 康治	非常勤		
		理事	青木 真保子	非常勤		
		理事	三木 健義	非常勤		
		理事	大木 盛生	非常勤		
		理事	喜多 和美	非常勤		
		理事	加古 裕二郎	非常勤		
		監事	藍原 達也	非常勤		
		監事	長友 幸一	非常勤		
		監事	中野 剛志	非常勤		
組 織 概 要		理事長 ↓ 専務理事 —— 事務局長 —— 事務局次長				
			総務課 (1名)			
			広報相談課 (3名)			
			業務課 (2名)			

※その他職名は、暴力団対策上の理由から未記載

II 決算状況について

1 令和6年度事業の概要

(1) 総括的事項

公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター(以下「暴追センター」という。)は、「暴力団等の活動実態」と「暴力団等追放意識」を、より一層県民に浸透させるため、広報啓発活動を積極的に推進するとともに、

- 暴力団等排除意識の高揚と活発な啓発活動
- 各種暴力団等排除活動の効果的な支援
- 暴力相談活動の適正な実践
- 暴力団等被害者救済支援活動の着実な推進

を大きな柱として、積極的な事業の推進に努めている。

(2) 事業実績等具体的事項

ア 暴追思想普及啓発事業

(ア) 暴力団追放兵庫県民大会開催事業

昨年10月22日、神戸文化ホールにおいて「暴力団のいない安全で平穏な兵庫県を目指して」をスローガンに「第33回暴力団追放兵庫県民大会」を開催し、約750人の参加を得て、暴力団排除機運の高揚を図った。

また、同大会において、暴力団追放思想の普及に顕著な功績が認められた個人、団体に表彰状、感謝状を贈呈した。

(イ) 広報刊行事業

暴力団追放思想の普及啓発のため、機関紙、パンフレット、ポスター、ステッカー等23種類(135,700部)を作成し発行した。

(ウ) 広報活動実施事業

ホームページをはじめとして、行政機関等の各種広報誌に広告掲載するなど、より多くの県民に「暴力団等の実態」や「暴追センターの事業」を分かりやすく周知させる広報活動を実施した。

また、暴力団追放運動支援自動販売機の設置については、令和6年度末時点で20台が稼働中である。

a ホームページによる広報

開設時から令和6年度末まで合計879,370件(日本語809,695件、英語69,675件)のアクセスがあった。

b 各種広報誌等への広告掲載

青少年ひょうご等の各種広報誌による啓発広告を掲載した。

c ビジョン広報

J R 新神戸駅等県下45駅構内、淡路・明石市役所等においてオリジナルアニメーションCMを放映し、阪神甲子園球場、ほっともっとフィールド神戸、園田競馬場、尼崎センタープール、ボートピア等では同様のCMを大型ビジョンを活用して放映している。

(イ) 暴力団対策DVDの貸出事業

全国暴力追放運動推進センターが企画した暴力団対策DVDを、各研修や不当要求防止責任者講習等で上映するなど教材として活用した。

また、その他の各種暴力団対策DVDの無償貸出により、企業・行政が行う暴力団排除研修会で上映するなど、有効に活用した。

(オ) 暴力団追放標語の募集

暴力団排除意識の高揚を図るため、全国暴力追放運動推進センターと連携して、中学・高校生の部及び一般の部を対象に「全国暴力追放運動用統一標語」の募集を実施した。

イ 暴力排除活動推進支援事業

(ア) 地域からの暴力団排除推進支援事業

a 暴力団事務所等の撤去に向けた住民運動への支援

暴力団排除機運をより一層醸成させるため、暴力団追放運動の進め方の指導や各種会合への出席、グッズの貸し出し、ポスター、ステッカーの提供など、地域の住民運動を全面的に支援した。

b 暴力団追放運動推進支援金の支給

暴力団追放運動推進支援金支給規程に基づき、地域の暴力団追放運動をより活発に、より強力に推進できるよう、地域で積極的に活動している団体に対して、30万円を上限として暴力団追放運動推進支援金を支給している。

令和6年度は、県下50団体に総額184万円を支給した。

c 地区暴力団追放キャンペーン等への支援

令和6年度については、県下46警察署において、36所属が暴追大会、7所属が暴力団追放キャンペーン等を開催し、グッズ(のぼり、たすき、はっぴ等)の貸し出し、ポスター等を提供するなどの支援活動を実施した。

d 兵庫県暴力団追放組織地域連絡協議会の支援

令和6年10月2日、県内27の暴力団排除組織によって編成されている「兵庫県暴力団追放組織地域連絡協議会」(平成14年10月23日設立)の代表者会を開催し、組織間の相互連携を密にするとともに、協議会の活性化、警察との連携強化を図った。

(イ) 行政からの暴力団排除推進支援事業

近年、行政からの暴排研修会等の依頼はないが、暴追啓発資料(チラシ等)の提供を行う等の活動支援を行っている。

(イ) 職域からの暴力団排除推進支援事業

各企業・団体が開催する暴力団排除研修会において、講師派遣要請を受け、当センター理事長が委嘱した講習指導員を事業所等に派遣したほか、パンフレット、ポスター等の配付を行うなどの支援を実施した。

また、暴追センター役員・職員が、各種団体の定期総会に参加し、職域暴追組織との連携強化を図った。

ウ 暴力相談事業

暴力団相談の減少により、令和5年度をもって、尼崎及び姫路暴力相談所を神戸相談所に統合し、令和6年4月1日からは神戸暴力相談所の相談員を増員、相談時間を拡大するなど機能強化した。

また、より多くの県民等から相談に応じるために、暴力追放相談委員が、毎週火曜日に神戸市役所市民相談室に出向いたり、不当要求防止責任者講習時に臨時の相談所を設けるなどの巡回相談を実施した。

令和6年度の相談受理件数は188件で、前年度と比較して12件減少した。

エ 少年に対する暴力団の影響排除事業

(ア) 少年指導委員に対する啓発

少年に対する暴力団等の影響を排除し、暴力団等への加入を阻止する等の活動を効果的に行うため、県下6ブロックで開催された少年指導委員研修会において暴追啓発資料を提供するとともに、一部の会場においては暴追センター職員による講習を実施した。

(イ) 啓発広告の掲載

中学・高校の卒業を控えた2月、兵庫県が発行している「青少年ひょうご」に「青少年を暴力団等から守ろう」のフレーズを盛り込んだ啓発広告を掲載した。

(ウ) 犯罪集団に対する情報モラル教室

令和6年、暴追センターの事業対象である暴力団に「準暴力団及びその他の犯罪集団」を加える旨の定款改正を行い、事業対象を「暴力団等」に拡大した。

これを機会に、これまで開催してきた暴力団排除教室の名称を「犯罪集団に対する情報モラル教室」に変更し、暴力団等犯罪集団への加入防止、犯罪への加担防止、犯罪からの被害防止を目的とした内容に一新した。

暴追センター職員が県下の中学校、高等学校に案内を送り、同教室の開催を募ったところ、令和6年度中、中学校2校、高校3校からの依頼を受け、生徒519人教師57人に対し同教室を開催した。

オ 暴力団離脱者支援事業

(ア) 兵庫県暴力団離脱者就労対策協議会の開催

例年、暴力団離脱者の社会復帰対策の一環として、「兵庫県暴力団離脱者就労対策協議会」の総会を開催しており、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面決議としたが令和4～6年度は11月に総会を開催した。

(イ) 暴力団離脱者受入賛助事業所の拡充

暴力団離脱者の社会復帰の出発点となる暴力団離脱者受入賛助事業所（以下「受入賛助事業所」という。）の拡充を図るため、県警、社会復帰アドバイザー及び刑務所出所者の就労支援を実施しているNPO法人「兵庫県就労支援事業者機構」と連携し、受入賛助事業所の拡充に努め、令和6年度末で182事業所が登録している。

受入賛助事業所の確保方策として、広報用チラシを作成し、不当要求防止責任者講習等において配布するとともに、暴追センターホームページにも掲載して周知を図った。

(ウ) 広域連携協定

平成28年4月1日、暴力団離脱者の就労支援事業の活性化を目的として福岡県警他18都府県により「暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定」（通称：広域連携協定）が発足されたものであるが、当暴追センターも平成28年12月1日に加入し、令和6年度現在、39都道府県の暴追センターが加入している。

カ 暴力団事務所使用差止請求関係事業

当暴追センターは、平成25年7月25日付けで国家公安委員会から「適格センター」として認定され使用差止請求が可能となった。

令和6年度は、神戸山口組本部事務所、及び二代目西脇組事務所のそれぞれの周辺住民等から相談を受理した上で、適格センター訴訟を提起し、2つの事務所に対する事務所使用差止の仮処分が決定した。

キ 不当要求防止責任者講習事業

兵庫県公安委員会の委託を受け、不当要求防止責任者講習を41回（受講者2,329人、うちオンライン講習16回）実施した。

ク 調査研究及び不当要求情報管理機関援助事業

- (ア) 暴力団に関する情報の収集管理と活用等、事業目的達成のための調査活動を推進した。
(イ) 効果的な広報活動等に反映させるため、県警暴力団対策課と連携を密にして暴力団情勢の把握に努めた。

ケ 暴力団被害者救済支援事業

暴力団等から危害を受けるおそれが高い保護対象者に対し「暴力団危害保護ホームセキュリティサービス支援事業」を実施した。

III 事業計画について

1 令和7年度事業の概要

(1) 総括的事項

暴追センターの設立目的である「暴力団のいない安全で平穏な兵庫県」の実現をめざし、

暴力団追放運動の中核としての役割を果たしていく。

なお、県下の犯罪情勢等を踏まえ、暴力団以外の犯罪集団についても事業対象に含め各種事業を推進していく。

(2) 具体的事項（事業計画等）

ア 暴追思想普及啓発事業

(ア) 広報刊行事業

広報紙、ポスター、暴力団排除条例・暴力団対策法についてのパンフレット等を作成し、暴力団等排除機運の醸成や条例に関する県民意識の高揚を図るとともに、広く県民に暴力団等追放思想の普及啓発を図る。

(イ) 広報活動実施事業

各種広告媒体を活用し、暴追センターの事業内容等の広報に努める。

(ウ) 暴力団追放兵庫県民大会開催事業

第34回暴力団追放兵庫県民大会を開催し、県民の暴力団追放意識の高揚を図る。

(エ) 暴力団対策DVD購入貸出事業

暴力団対策のための研修DVDを購入し、各地での暴力団追放大会や研修会等で上映するとともに、企業等に貸出を行い、暴力団追放思想の普及を図る。

また、上記DVDに加え、企業の危機管理への活用を目的として、関西国際大学と暴力団対策課の協力を得て作成した「不当要求防止啓発動画」を県警公式YouTubeチャンネル及び暴追センターHPに掲載している。

(オ) 暴力団追放ポスター等募集事業

ポスター、標語の募集を広く行い、県民の暴力団追放意識の高揚を図る。

(カ) 暴力追放運動支援自動販売機設置事業

暴追広告を掲示した自動販売機を設置し、売上金の一部を活動支援金とする。

イ 暴力排除活動推進支援事業

(ア) 地域からの暴力団排除推進支援事業

暴力団事務所等の撤去に向けた住民運動や、運動に必要な活動資金の補助等、地域における暴力団排除活動の推進を支援する。

(イ) 行政からの暴力団排除推進支援事業

県、市町の許認可事務、給付事務、公共工事等から暴力団を排除するため、行政対象の研修会を開催するとともに、各自治体における条例の効果的な運用に向け、情報交換、資料提供を行うなどの支援を実施する。

(ウ) 職域からの暴力団排除推進支援事業

職域における会議、研修会等への暴追センター職員の派遣や資料提供を行い、職域における暴力団排除活動の推進を支援する。

ウ 暴力相談事業

(ア) 暴力相談実施事業

神戸暴力相談所において、暴力追放相談委員（警察OB 3名、現職警察官 3名）が県民からの暴力相談に応じる。

(イ) 弁護士相談実施事業

必要に応じて、暴追センターが暴力追放相談委員として委嘱した弁護士が暴力相談に応じる。

(ウ) 巡回暴力相談実施事業

不当要求防止責任者講習の会場等において、臨時の暴力相談所を開設し、参加者等からの暴力相談に応じる。

エ 少年に対する暴力団等の影響排除事業

(ア) 少年対策活動事業

少年向け啓発パンフレットの作成、配付、及び中高生を対象とした犯罪集団に対する情報モラル教室（暴力団等反社会的勢力排除教室）を実施し、少年を暴力団等の犯罪集団から守るための活動を実施する。

(イ) 少年指導委員研修会開催事業

県警少年課と連携して、少年指導委員に対する研修を 6 ブロック（神戸、阪神、東播、西播、但馬及び淡路）ごとに実施する。

オ 暴力団離脱者支援事業

(ア) 就業関係機関連絡会開催事業

兵庫県暴力団離脱者就労対策協議会総会を開催する。

(イ) 暴力団離脱者雇用給付金支給事業

暴力団離脱者の社会復帰対策を強化するため、受入賛助事業所を拡充、また、受入体制を整備する目的で、受入賛助事業所が離脱者を雇用した際、一人当たり最長 1 年間で 104 万円を上限に支給される制度を活用し、暴力団離脱者の社会復帰に向けた支援を実施する。

(ウ) 暴力団離脱者受入企業整備促進事業

暴力団離脱者を雇用した事業所又は雇用主に対して、民事又は刑事上の損害を与えた場合、その態様に応じた補償金を支給するもので、補償期間は就労から 3 年間で一人当たり累計 200 万円まで補償する。

(エ) 就業等更生支援活動事業

暴力団離脱者が就労した企業を訪問し、離脱者を激励するとともに、必要に応じ協力企業に対し、慰労・激励金品を支給する等、暴力団離脱者の就業等更生を図る支援活動を行う。また、離脱就労した者で希望する者に義肢（義指）製作業者を紹介し、必要に応じて、その費用を補助する。

(オ) 暴力団離脱者一時援助事業

暴力団離脱者の社会復帰を援助するため、暴力団離脱者からの申請により暴力団離脱者一時援助費を支給する。

カ 暴力団事務所使用差止請求関係事業

令和6年度の事業概要のとおり、令和6年度中に暴力団事務所の付近住民等から2件の事務所使用差止請求の相談を受理し、訴訟の委託を受けたことから、暴追センター1名で令和6年5月23日に神戸山口組本部事務所、同年6月25日に二代目西脇組事務所に対する使用差止仮処分命令を神戸地方裁判所に申立て、同仮処分が決定した。

令和7年度に入り、二代目西脇組事務所の売買契約が成立したこと等から、同事務所は暴力団事務所ではなくなった。

キ 不当要求防止責任者講習事業

公安委員会からの委託を受け、企業等が選任した不当要求防止責任者に対する講習を対面型、オンライン型で継続実施する。

ク 調査研究及び不当要求情報管理機関援助事業

適正かつ効果的な事業運営を行うため、他の都道府県暴追センターや関係機関の活動内容に対する調査や暴力団排除に関する文献等の購入、各種研修会等への参加等を実施する。

ケ 暴力団等被害者救済支援事業

(ア) 訴訟費用貸付事業

訴訟に必要な資金の一部を貸し付けることにより、民事訴訟を支援する。

(イ) 暴力団被害者見舞金支給事業

暴力団の対立抗争事件等により、身体又は財産に相当程度の被害を受けた者に見舞金を支給する。

(ウ) 暴力団危害保護ホームセキュリティサービス支援事業

暴力団等から危害を受けるおそれが高い対象者に民間警備会社のホームセキュリティサービスを活用した支援を実施する。

(エ) 「ふるさとひょうご寄附金」制度の活用

ふるさとひょうご寄附金（ふるさと納税）を活用して、兵庫県内の暴力団事務所撤去に要する訴訟費用を支援する。